

2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○			○	総合事務所長			○					
2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの (1) 島根地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域の 自然公園に係る もの (2) 島根地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域の 都計公園に係る もの (3) (1)及び(2) 以外のもの								○	○	○	○		
30 同規則第30条第2 項の規定による前金 払いに係る認定				○	総合事務所長	30 同規則第30条第2 項の規定による前金 払いに係る認定 (一) 島根地方県土 整備局及び八頭地 方県土整備局の所 管区域の自然公園 に係るもの (二) 島根地方県土 整備局及び八頭地 方県土整備局の所 管区域の都計公園 に係るもの (三) (一)及び(二) 以外のもの				○		○	○
31 同規則第31条第2 項の規定による請負 代金の前金払い (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○			○	総合事務所長	31 同規則第31条第2 項の規定による請負 代金の前金払い (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの (1) 島根地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域の 自然公園に係る もの (2) 島根地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域の 都計公園に係る もの (3) (1)及び(2) 以外のもの				○	○	○	○
32 同規則第36条第1 項の規定による工事 の仕事形態分掌の確 認				○	総合事務所長	32 同規則第36条第1 項の規定による工事 の仕事形態分掌の確 認 (一) 島根地方県土 整備局及び八頭地 方県土整備局の所 管区域の自然公園 に係るもの (二) 島根地方県土 整備局及び八頭地 方県土整備局の所 管区域の都計公園 に係るもの (三) (一)及び(二) 以外のもの				○		○	○
33 同規則第36条第4 項の規定による請負 代金の部分払い (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの	○					33 同規則第36条第4 項の規定による請負 代金の部分払い (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの			○				

	(二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの				○ 総合事務所長			(二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの (1) 島根地方県 土整備局及び 頭地力県土整備 局の管轄に係る もの (2) 島根地方県 土整備局及び 頭地力県土整備 局の管轄に係る 都村公園に係る もの (3) (1)及び(2) 以外のもの			○ 地方県土整備 局長	
	34 同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○			○ 総合事務所長			34 同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの (1) 島根地方県 土整備局及び 頭地力県土整備 局の管轄に係る もの (2) 島根地方県 土整備局及び 頭地力県土整備 局の管轄に係る 都村公園に係る もの (3) (1)及び(2) 以外のもの			○ 地方県土整備 局長	
	35 略							35 略				
	36 同規則第7条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○			○ 総合事務所長			36 同規則第7条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの (1) 島根地方県 土整備局及び 頭地力県土整備 局の管轄に係る もの (2) 島根地方県 土整備局及び 頭地力県土整備 局の管轄に係る 都村公園に係る もの (3) (1)及び(2) 以外のもの			○ 地方県土整備 局長	
	37 略							37 略				
十三 烏鵲の保護及び狩獵の適正化に関する法律(平成4年法律第88号)に基づく知事の権限に属する事務(付町村長に委託したものと除く。)	1及び2 略							1及び2 略				
	3 同法第9条第1項の規定による烏鵲の捕獲等の届け				○ 総合事務所長			3 同法第9条第1項の規定による烏鵲の捕獲等の届け			○ 保健所長	
	4 同法第9条第7項の規定による許可証の交付				○ 総合事務所長			4 同法第9条第7項の規定による許可証の交付			○ 保健所長	
	5 同法第9条第8項の規定による従事者証の交付				○ 総合事務所長			5 同法第9条第8項の規定による従事者証の交付			○ 保健所長	
	6 同法第9条第1項の規定による許可証又は従事者証の再交				○ 総合事務所長			6 同法第9条第1項の規定による許可証又は従事者証の再交			○ 保健所長	

付						
7 同法第9条第12項の規定による報告の受理					○	総合事務所長
8 同法第10条第1項の規定による必要な措置等の施命令					○	総合事務所長
9 同法第10条第2項の規定による許可の取り消し					○	総合事務所長
10~15 略						
16 同法第15条第4項の規定による指定獣法禁止区域における鳥獣の捕獲許可					○	総合事務所長
17 同法第15条第7項の規定による指定獣法捕獲許可届の再交付					○	総合事務所長
18 同法第15条第9項の規定による指定獣法捕獲許可届の返納の受理					○	総合事務所長
19 同法第5条第10項の規定による措置命令					○	総合事務所長
20 同法第5条第3項の規定による標識の設置					○	総合事務所長
21 同法第9条第1項の規定による鳥獣の飼養の登録					○	総合事務所長
22 同法第9条第3項の規定による登録票の交付					○	総合事務所長
23 同法第9条第5項の規定による有効期間の更新					○	総合事務所長
24 同法第9条第6項の規定による登録票の再交付					○	総合事務所長
25 同法第20条第3項の規定による登録鳥獣の譲受け又は受け入れをした旨の届出の受理					○	総合事務所長
26 同法第21条第1項の規定による登録票の返納の受理					○	総合事務所長
27 同法第21条第2項において準用する同法第9条第4項の規定による登録票の再交付					○	総合事務所長
28 同法第22条第1項の規定による必要な措置の命令					○	総合事務所長
29 同法第22条第2項の規定による登録の取り消し					○	総合事務所長
30~37 略						
38 同法第28条第9項において準用する第15条第3項の規定による標識の設置					○	総合事務所長
39~43 略						

付					
7 同法第9条第2項の規定による報告の受理					○ 保健所長
8 同法第10条第1項の規定による必要な措置等の施命令					○ 保健所長
9 同法第9条第2項の規定による許可の取り消し					○ 保健所長
10~15 略					
16 同法第15条第4項の規定による指定飼法禁止区域内における鳥類の捕獲許可					○ 保健所長
17 同法第15条第7項の規定による指定飼法捕獲許可届の再交付					○ 保健所長
18 同法第16条第9項の規定による指定飼法捕獲許可届の返納の受理					○ 保健所長
19 同法第15条第10項の規定による措置命令					○ 保健所長
20 同法第15条第13項の規定による標識の設置					○ 保健所長
21 同法第9条第1項の規定による鳥類の飼養の登録					○ 保健所長
22 同法第9条第3項の規定による登録票の交付					○ 保健所長
23 同法第9条第5項の規定による有効期間の更新					○ 保健所長
24 同法第9条第6項の規定による登録票の再交付					○ 保健所長
25 同法第20条第3項の規定による登録鳥類の取扱受け又は授けをした旨の届出の受理					○ 保健所長
26 同法第21条第1項の規定による登録票の返納の受理					○ 保健所長
27 同法第21条第2項において準用する同法第9条第6項の規定による登録票の再交付					○ 保健所長
28 同法第22条第1項の規定による必要な措置の命令					○ 保健所長
29 同法第22条第2項の規定による登録の取り消し					○ 保健所長
30~37 略					
38 同法第28条第9項において準用する第15条第3項の規定による標識の設置					○ 保健所長
39~43 略					

44 同法第2条第4項 において準用する第 15条第3項の規定による標識の設置						<input type="radio"/> 総合事務所長						<input type="radio"/> 保健所長
45~53 略												
54 同法第31条第5項 の規定による標識の 設置						<input type="radio"/> 総合事務所長						
55 略												
56 同法第35条第3項 の規定による飼育の 承認						<input type="radio"/> 総合事務所長						
57 同法第35条第7項 の規定による承認の 条件の付加						<input type="radio"/> 総合事務所長						<input type="radio"/> 保健所長
58 同法第35条第8項 の規定による承認証 の再交付						<input type="radio"/> 総合事務所長						<input type="radio"/> 保健所長
59 同法第35条第10項 の規定による承認証 の返納						<input type="radio"/> 総合事務所長						<input type="radio"/> 保健所長
60 同法第35条第11項 の規定による措置命 令						<input type="radio"/> 総合事務所長						<input type="radio"/> 保健所長
61及び62 略												
63 同法第3条の規定 による狩猟免状の交 付			<input type="radio"/>				<input type="radio"/> 総合事務所長					<input type="radio"/> 保健所長
64 同法第6条第1項 の規定による狩猟免 許に係る変更届の受 理			<input type="radio"/>				<input type="radio"/> 総合事務所長					<input type="radio"/> 保健所長
65 同法第6条第2項 の規定による狩猟免 状の再交付			<input type="radio"/>				<input type="radio"/> 総合事務所長					<input type="radio"/> 保健所長
66及び67 略												
68 同法第1条第2項 の規定による狩猟に 関する適性験査の実 施						<input type="radio"/> 総合事務所長						<input type="radio"/> 保健所長
69 同法第1条第3項 の規定による狩猟免 許の更新			<input type="radio"/>				<input type="radio"/> 総合事務所長					<input type="radio"/> 保健所長
70 同法第1条第4項 の規定による講習の 実施						<input type="radio"/> 総合事務所長						<input type="radio"/> 保健所長
71及び72 略												
73 同法第4条の規定 による返納された狩 猟免状の受理						<input type="radio"/> 総合事務所長						<input type="radio"/> 保健所長
74 同法第5条の規定 による狩猟者の登録 (一) 県内に住所を 有する者に係るもの (二) 県外に住所を 有する者に係るもの		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/> 総合事務所長						<input type="radio"/> 保健所長
75 同法第8条の規定 による狩猟者登録の 拒否 (一) 県外に住所を 有する者に係るもの (二) 県外に住所を 有する者に係るもの		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/> 総合事務所長						<input type="radio"/> 保健所長

76 略							76 略							
77 同法第6条の規定による狩猟者登録の交付 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保健所長
78 同法第7条の規定による狩猟者登録の変更の登録等 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保健所長
79 同法第8条の規定による狩猟者の登録の抹消 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保健所長
80 同法第9条の規定による狩猟者登録の取消し等 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保健所長
81 同法第5条の規定による狩猟者登録届出等の返納 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保健所長
82 同法第6条の規定による報告の受理 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保健所長
83~90 略														
91 同法第5条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の届け出た者からの報告の徴収						○	○							保健所長
92 同法第5条第2項の規定による立入検査等 (一) 公園自然課の職員によるもの (二) (一)以外のもの		○					○							保健所長
93 同法第5条第3項の規定による立入検査の実施 (一) 公園自然課の職員によるもの (二) (一)以外のもの		○					○							保健所長
94及び95 略														
96 同法第9条第2項							○						○	保健所長

27	同条例第19条第1項の規定による犬、ねこ等の届出				○ 総合事務所長		27	同条例第19条第1項の規定による犬、ねこ等の届出	○ 保健所長	
28	同条例第19条第2項の規定による犬、ねこ等の届出の受理				○ 総合事務所長		28	同条例第19条第2項の規定による犬、ねこ等の届出の受理	○ 保健所長	
29	同条例第20条第1項の規定による野犬等の棄置処分の実施及び市民への周知				○ 総合事務所長		29	同条例第20条第1項の規定による野犬等の棄置処分の実施及び市民への周知	○ 保健所長	
30	同条例第20条第3項の規定による殺処分の実施についての市町村長に対する協力の要請				○ 総合事務所長		30	同条例第20条第3項の規定による殺処分の実施についての市町村長に対する協力の要請	○ 保健所長	
31	同条例第22条第3項の規定による特定動物の収容又は殺処分				○ 総合事務所長		31	同条例第22条第3項の規定による特定動物の収容又は殺処分	○ 保健所長	
32	同条例第23条第1項の規定による取扱及びその後の措置についての届出の受理				○ 総合事務所長		32	同条例第23条第1項の規定による取扱及びその後の措置についての届出の受理	○ 保健所長	
33	同条例第24条第1項の規定による特定動物の飼い主に対する措置命令				○ 総合事務所長		33	同条例第24条第1項の規定による特定動物の飼い主に対する措置命令	○ 保健所長	
34	同条例第24条第2項の規定による犬の飼い主に対する措置命令				○ 総合事務所長		34	同条例第24条第2項の規定による犬の飼い主に対する措置命令	○ 保健所長	
35	同条例第24条第3項の規定による飼育許可を受けた者に対する飼育施設の修理若しくは改修の命令、他の飼育施設への移設命令又は飼育施設の全部若しくは一部の使用禁止				○ 総合事務所長		35	同条例第24条第3項の規定による飼育許可を受けた者に対する飼育施設の修理若しくは改修の命令、他の飼育施設への移設命令又は飼育施設の全部若しくは一部の使用禁止	○ 保健所長	
36	同条例第24条第4項の規定による特定動物の飼育許可を受けた者又は特定動物の飼い主に対する措置命令				○ 総合事務所長		36	同条例第24条第4項の規定による特定動物の飼育許可を受けた者又は特定動物の飼い主に対する措置命令	○ 保健所長	
37	同条例第25条第1項の規定による必要な報告の徴収又は飼育施設等への立入調査等				○ 総合事務所長		37	同条例第25条第1項の規定による必要な報告の徴収又は飼育施設等への立入調査等	○ 保健所長	
38	同条例第26条第1項の規定による動物愛護管理員の設置				○ 総合事務所長		38	同条例第26条第1項の規定による動物愛護管理員の設置	○ 保健所長	
39	同条例第26条第2項の規定による動物愛護技術員の設置				○ 総合事務所長		39	同条例第26条第2項の規定による動物愛護技術員の設置	○ 保健所長	
十七	鳥取県動物の保護及び管理条例に関する条例	1 同規則第10条の規定による特定動物の施設外飼育届の受理			○ 総合事務所長		十七	鳥取県動物の保護及び管理条例に関する条例	1 同規則第10条の規定による特定動物の施設外飼育届の受理	○ 保健所長
施設規則 平成14年鳥取県規則第 13号に基 づく知事の権限に属する事務	2 同規則第14条の規定による野犬等又は犬、ねこ等の返還申請書の受理				○ 総合事務所長		2 同規則第14条の規定による野犬等又は犬、ねこ等の返還申請書の受理		○ 保健所長	
	3 同規則第21条の規定による特定動物の飼育許可をしたとき等の警察本部長に対する通知				○ 総合事務所長		3 同規則第21条の規定による特定動物の飼育許可をしたとき等の警察本部長に対する通知		○ 保健所長	
十八	動物の	1 同法第15条第1項			○ 総合事務所長		十八	動物の	1 同法第15条第1項	○ 保健所長

		に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの				○ 西部総合事務所長		に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの				○ 西部総合事務所長
六 烏取県営住宅の設置及び管理に関する条例 昭和41年 鳥取県条例第9号 に基づく知事の権限に属する事務 <u>同条例別表第2の左欄に掲げる事務</u> 共同施設を含むに係る別表第3に掲げる事務の適用 内別表第2の右欄に掲げる町村と協議して定めた事務に関するものを除く。)	1 同条例第3条の規定による県営住宅の入居者の公募 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 東部総合事務所長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	1 同条例第3条の規定による県営住宅の入居者の公募 (一) 烏取地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 烟取地方県土整備局長
	2 同条例第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 東部総合事務所長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	2 同条例第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定 (一) 烟取地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 烟取地方県土整備局長
	3 同条例第8条第1項の規定による県営住宅の入居権者の決定 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 東部総合事務所長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	3 同条例第8条第1項の規定による県営住宅の入居権者の決定 (一) 烟取地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 烟取地方県土整備局長
	4 同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 東部総合事務所長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	4 同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定 (一) 烟取地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 烟取地方県土整備局長
	4の2 同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 東部総合事務所長			4の2 同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定 (一) 烟取地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの				○ 烟取地方県土整備局長

務の 看管区域 に係るるもの (一) 中部総合事務所の 看管区域 に係るもの (二) 西部総合事務所及び日野総合事務所の 看管区域 に係るもの				○ 中部総合事務所長			○ 県土整備局の管轄区域に係るものの (一) 中部総合事務所の 看管区域 に係るもの (二) 西部総合事務所の 看管区域 に係るもの (四) 日野総合事務所の 看管区域 に係るもの				○ 中部総合事務所長	
5 同条例第9条第3項の規定による県営住宅の入居の取消し (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の 看管区域 に係るもの (二) 中部総合事務所の 看管区域 に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の 看管区域 に係るもの				○ 東部総合事務所長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長			5 同条例第9条第3項の規定による県営住宅の入居の取消し (一) 島根地方国土整備局及び八頭地域方県土整備局の管轄区域に係るものの (二) 中部総合事務所の 看管区域 に係るもの (三) 西部総合事務所の 看管区域 に係るもの (四) 日野総合事務所の 看管区域 に係るもの				○ 島根地方国土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	
6 同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の 看管区域 に係るもの (二) 中部総合事務所の 看管区域 に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の 看管区域 に係るもの				○ 東部総合事務所長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長			6 同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知 (一) 島根地方国土整備局及び八頭地域方県土整備局の管轄区域に係るものの (二) 中部総合事務所の 看管区域 に係るもの (三) 西部総合事務所の 看管区域 に係るもの (四) 日野総合事務所の 看管区域 に係るもの				○ 島根地方国土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	
7 同条例第9条の2の規定による同居の承認 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の 看管区域 に係るもの (二) 中部総合事務所の 看管区域 に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の 看管区域 に係るもの				○ 東部総合事務所長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長			7 同条例第9条の2の規定による同居の承認 (一) 島根地方国土整備局及び八頭地域方県土整備局の管轄区域に係るものの (二) 中部総合事務所の 看管区域 に係るもの (三) 西部総合事務所の 看管区域 に係るもの (四) 日野総合事務所の 看管区域 に係るもの				○ 島根地方国土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	
8 同条例第9条の3第1項の規定による入居の承認 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の 看管区域 に係るもの (二) 中部総合事務所の 看管区域 に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の 看管区域 に係るもの				○ 東部総合事務所長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長			8 同条例第9条の3第1項の規定による入居の承認 (一) 島根地方国土整備局及び八頭地域方県土整備局の管轄区域に係るものの (二) 中部総合事務所の 看管区域 に係るもの (三) 西部総合事務所の 看管区域 に係るもの (四) 日野総合事務所の 看管区域 に係るもの				○ 島根地方国土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	
9 同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは賃収の猶予							9 同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは賃収の猶予					

の免除 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 東部総合事務所長							
24 同条例第24条の16第4項の規定による駐車場利用料の徴収の猶予 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 東部総合事務所長							
25 同条例第24条の18第1項の規定による県道住宅型駐場の使用者の資格を失った者等に対する県道住宅型駐場の廃止の請求	○				○ 中部総合事務所長							
26 同条例第25条の規定による住宅管理人の設置 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 西部総合事務所長							
27 同条例第26条の規定による管理の代行	○				○ 中部総合事務所長							
六の二 島根県道住宅の設置及び管理に関する条例の規定 1 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの 2 同規則第19条の規定により島根県道住宅の設置及び管理に関する条例の規定 3 3年島根県道第49号別表第2の左欄に掲げる県道住宅(共同施設を含む) 4 に付して左欄に掲げる町村と並んで定めた事務に					○ 東部総合事務所長							
六の二 島根県道住宅の設置及び管理に関する条例の規定 1 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (一) 島根地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの 2 同規則第19条の規定による管理の委託					○ 島根地方県土整備局長							
六の二 島根県道住宅の設置及び管理に関する条例の規定 1 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (一) 島根地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの 2 同規則第19条の規定による管理の委託					○ 中部総合事務所長							
六の二 島根県道住宅の設置及び管理に関する条例の規定 1 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (一) 島根地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの 2 同規則第19条の規定による管理の委託					○ 西部総合事務所長							
六の二 島根県道住宅の設置及び管理に関する条例の規定 1 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (一) 島根地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの 2 同規則第19条の規定による管理の委託					○ 日野総合事務所長							

関するもの (を除く。)												
七 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和3年鳥取県条例第5号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による県営住宅の入居者の公募 (一) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 東部総合事務所長							
	1の2 同条例第7条の規定による住宅管理人の選置 (一) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 東部総合事務所長							
	2 同条例第8条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第7条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 同条例第8条第1項の規定による特別県営住宅の入居補欠者の決定 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 東部総合事務所長							
	七 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和3年鳥取県条例第5号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による県営住宅の入居者の公募 (一) 鳥取地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 旦野総合事務所の管轄区域に係るもの								○ 鳥取地方県土整備局長		
	1の2 同条例第7条の規定による住宅管理人の選置 (一) 鳥取地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 旦野総合事務所の管轄区域に係るもの									○ 鳥取地方県土整備局長		
	2 同条例第8条において準用する特別県営住宅の選置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第7条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定 (1) 鳥取地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 旦野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 同条例第8条第1項の規定による特別県営住宅の入居補欠者の決定 (1) 鳥取地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 旦野総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定 (1) 鳥取地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの									○ 鳥取地方県土整備局長		

		(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの			○ 中部総合事務所長		(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの		○ 中部総合事務所長		○ 中部総合事務所長
		(四) 同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの			○ 東部総合事務所長		(1) 島根地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (五) 同条例第9条第3項の規定による特例県営住宅の入居の取消し (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの		○ 島根地方県土整備局長		○ 中部総合事務所長
		(五) 同条例第9条第3項の規定による特例県営住宅の入居の取消し (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの			○ 東部総合事務所長		(1) 島根地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (六) 同条例第9条第4項の規定による入居可能な通知 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの		○ 島根地方県土整備局長		○ 中部総合事務所長
		(六) 同条例第9条第4項の規定による入居可能な通知 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの			○ 東部総合事務所長		(1) 島根地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (七) 同条例第9条の2の規定による同居の確認 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの		○ 島根地方県土整備局長		○ 中部総合事務所長
		(七) 同条例第9条の2の規定による同居の確認 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの			○ 東部総合事務所長		(1) 島根地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (八) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの		○ 島根地方县土整备局長		○ 西部総合事務所長
		(八) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの			○ 東部総合事務所長		(1) 島根地方県土整備局及び八頭地方县土整备局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (八) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの		○ 島根地方县土整备局長		○ 日野総合事務所長

(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 中部総合事務所長			係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 中部総合事務所長	
(九) 同条例第4条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 東部総合事務所長			(九) 同条例第4条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示 (1) 島根地方県土整備局及び隣接する島根県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの			○ 島根地方県土整備局長		
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 中部総合事務所長			○ 中部総合事務所長		○ 西部総合事務所長	○ 日野総合事務所長		
(十) 同条例第16条第2項の規定による特別県営住宅を使用し、旨の届出の受理 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 東部総合事務所長			(十) 同条例第16条第2項の規定による特別県営住宅を使用し、旨の届出の受理 (1) 島根地方県土整備局及び隣接する島根県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの			○ 島根地方県土整備局長		
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 中部総合事務所長			○ 中部総合事務所長		○ 西部総合事務所長	○ 日野総合事務所長		
(十一) 同条例第17条第3項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 東部総合事務所長			(十一) 同条例第17条第3項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (1) 島根地方県土整備局及び隣接する島根県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの			○ 島根地方県土整備局長		
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 中部総合事務所長			○ 中部総合事務所長		○ 西部総合事務所長	○ 日野総合事務所長		
(十二) 同条例第18条第1項ただし書の規定による特別県営住宅の管轄等の承認 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 東部総合事務所長			(十二) 同条例第18条第1項ただし書の規定による特別県営住宅の管轄等の承認 (1) 島根地方県土整備局及び隣接する島根県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの			○ 島根地方県土整備局長		
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 中部総合事務所長			○ 中部総合事務所長		○ 西部総合事務所長	○ 日野総合事務所長		
(十三) 同条例第23条の規定による特					○ 西部総合事務所長			(十三) 同条例第23条の規定による特					

		則第1号に基づく知事の権限に属する事務	よる同居者の異動届の受理 (一) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 東部総合事務所長					則第1号に基づく知事の権限に属する事務	よる同居者の異動届の受理 (一) 島根地方県土整備局及び頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 島根地方県土整備局長
八及び九 略																○ 中部総合事務所長			
八及び九 略																○ 西部総合事務所長			
八及び九 略																○ 日野総合事務所長			
十 住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)に基づく住宅金融公庫からの受託業務	1 同法第2条第1項の規定による住宅金融公庫からの受託業務 (一) 同法第7条第1項第1号に規定する住宅の建設のための資金の貸付けに係る工事の審査 (1) 東部総合事務所及び頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 同法第7条第5項に規定する住宅の改良のための資金の貸付けに係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査 (1) 東部総合事務所及び頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 同法第7条第10項に規定する産業労働省資金流通法(昭和28年法律第33号)第7条の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査 (1) 東部総合事務所及び頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 同法第7条第11項に規定する施設整備等又は中高層耐火建築物を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査						○ 東部総合事務所長					十 住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)に基づく住宅金融公庫からの受託業務 (一) 同法第7条第1項第1号に規定する住宅の建設のための資金の貸付けに係る工事の審査 (1) 島根地方県土整備局及び頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 同法第7条第5項に規定する住宅の改良のための資金の貸付けに係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査 (1) 島根地方県土整備局及び頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 同法第7条第10項に規定する産業労働省資金流通法(昭和28年法律第33号)第7条の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査 (1) 島根地方県土整備局及び頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 同法第7条第11項に規定する施設整備等又は中高層耐火建築物を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査					○ 島根地方県土整備局長		
八及び九 略																○ 中部総合事務所長			
八及び九 略																○ 西部総合事務所長			
八及び九 略																○ 日野総合事務所長			

	(1) 東部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 東部総合事務所長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長		(1) 島根地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○ 島根地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長
2 同法第23条第9項の規定による住宅金融公庫からの受託業務 (一) 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)第12条第1項の規定により住宅金融公庫が委託を受けた介護労働者の雇用管理の改善に関する法律(平成4年法律第33号)第22条及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第7号)第7条第1項に規定する労働者住宅又は勤労者住宅の施設整備法(昭和6年法律第32号)第9条第1項及び第10条の3第1項第2号に規定する分譲住宅等を設置するための資金の貸付に係る工事の審査 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○ 東部総合事務所長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長	2 同法第22条第9項の規定による住宅金融公庫からの受託業務 (一) 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)第12条第1項の規定により住宅金融公庫が委託を受けた介護労働者の雇用管理の改善に関する法律(平成4年法律第33号)第22条及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第7号)第7条第1項に規定する労働者住宅又は勤労者住宅の施設整備法(昭和6年法律第32号)第9条第1項及び第10条の3第1項第2号に規定する分譲住宅等を設置するための資金の貸付に係る工事の審査 (1) 島根地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○ 島根地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長	
十一～十六 略									
十七 住宅復興支援の事務	1 自然災害により被災した住宅の復興に対する補助及び利子補給に係る事務 (一) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 八頭総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (五) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 東部総合事務所長 ○ 八頭総合事務所長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	1 自然災害により被災した住宅の復興に対する補助及び利子補給に係る事務 (一) 島根地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (五) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○ 島根地方県土整備局長 ○ 八頭地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	

経 済 政 策 課	～十二 略	経 済 政 策 課	～十二 略
	十三 略		1 同条例第3条の規定による利用の旨可 立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年3月鳥取条例第1号)に基づく知事の権限に属する事務
	十四 略		2 同条例第4条第2項の規定による入館の拒否及び退出の命令
	十五 略		3 同条例第5条の規定による必要な措置の命令及び必要な指示
	十六 略		4 同条例第6条の規定による利用の旨可の取消し
	十七 略		5 同条例第8条の規定による利用料の减免
	十八 略		1 同規則第3条第1項の規定による金融機関の指定
	十九 略		2 同規則第3条第1項の規定による金融機関の中企業者等に長期融資を貸し付けるための資金の貸付け
	二十 略		1 同規則第3条第1項の規定による金融機関の指定
	二十一 略		2 同規則第3条第1項の規定による金融機関の中企業者等に特別危機救援資金を貸し付けるための資金の貸付け
十八 小売商業調停特別措置法(昭和34年法律第155号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による購買会事業を行う者に対する従業員以外の者に購買会事業を利用させることの禁止又は従業員以外の者に購買会事業を利用せぬ旨を購買会事業を行う場所明示すること等の措置の命令	○	
	2 同法第5条の規定による紛争のあっせん又は調停	○	
	3 同法第6条第1項の規定による調停員の委嘱	○	
	4 同法第6条の3第1項の規定による事業の開始又は他の時期の繰上げ等の勧告	○	
	5 同法第6条の4第1項の規定による事業の実施の停止の勧告	○	
	6 同法第6条の5第	○	

		交付				
二 中小小売商業振興法施行令(昭和8年政令第286号)に基づく事務	1 商業振興法から第3項まで及び第6項の規定による高更化事業計画の認定 2 第2条の規定により知事の権限に属するものとされた中小売商業振興法(昭和8年法律第101号)に基づく事務	○				
三 中小小売商業振興法施行令第2条の規定により知事の権限に属するものとされた同令に基づく事務	1 同令第9条第1項の規定による高更化事業計画の変更の認定 2 同令第9条第2項の規定による高更化事業計画の認定の取消し	○				
四 特定商業集積の整備促進に関する特別措置法(平成3年法律第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による基本構想の承認 2 同法第6条第1項の規定による基本構想の変更の承認	○				
五 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第3項の規定による届出事項等に係る公告及び総覧 2 同法第6条第3項の規定による変更の届出に係る公告及び総覧 3 同法第6条第6項の規定による基準面積以下とする届出に係る公告 4 同法第8条第3項の規定による市町村からの意見及び住民等の意見の概要の公告及び総覧 5 同法第8条第4項の規定による県の意見の有無 6 同法第8条第6項の規定による県の意見の概要の公告及び総覧 7 同法第8条第8項の規定による変更の届出事項等に係る公告及び総覧 8 同法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告 9 同法第9条第3項の規定による勧告の内容の公告 10 同法第9条第5項の規定による変更の届出事項に係る公告及び総覧	○				

第12回に基づく知事の権限に属する事務	2 同法第5条第1項又は第2項の規定による実施権の策定	○									
	3 同法第5条第8項の規定による町村からの協議に対する同意	○									
三 低開発地域工業開発促進法(昭和16年法律第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第1項の規定による低開発地域工業開発地区の指定の申請	○									
	2 同法第2条第6項の規定による低開発地域工業開発地区の指定解除又は区域変更の申請	○									
四 その他の事務	1 企業誘致に係る事務	○									
略											
農林水産部共通	一 農林土木工事(農業集落排水事業に係るもの)に係る権限に属する事務	1 農林土木工事に係る起工の決定 (一) 請負契約額計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をい)。以下農林水産部共通の項目一及び二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負契約額計金額2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負契約額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負契約額計金額が1億円未満の工事に係るもの	○								
	2 農林土木工事に係る設計の変更 (一) 請負契約額計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負契約額計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負契約額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの (2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの (3) (1)及び(2)以外のもの (四) 請負契約額計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○					○				
農林水産部共通	一 農林土木工事に係る起工の決定 (一) 請負契約額計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をい)。以下農林水産部共通の項目一及び二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負契約額計金額2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負契約額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負契約額計金額が1億円未満の工事に係るもの	○					○				○ 総合事務所長 地方農林振興局長
	2 農林土木工事に係る設計の変更 (一) 請負契約額計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負契約額計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負契約額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの (2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの (3) (1)及び(2)以外のもの (四) 請負契約額計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○					○				○

(もとのに係るもの) (2) 契約金額の 5割以上の増を 伴うもの(変更 後の請負対象設 計金額が1億円 以上となる場合 に限る。) (3) (1)及び (2)以外のもの	○				○	総合事務所長		○				○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
3 農林土木工事に係 る請負契約の締結を 随意契約の方針によ ることの決定(3の 2の場合を除く。) (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額約1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額約1,000万円 未満の工事に係る もの	○	○			○	総合事務所長		○				○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
3の2 農林土木工事 に係る請負契約の締 結を随意契約の方針 によることの決定(技術提携型随意契 約の場合) (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額約1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額約1億円未満 の工事に係るもの	○	○			○	総合事務所長		○				○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
4 農林土木工事に係 る請負契約の締結の 決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額約1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額約1億円未満 の工事に係るもの	○	○			○	総合事務所長		○				○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
5 農林土木工事に係 る土地、水面等の測 量及び調査 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事 に係るもの (二) 契約の対象と なる部分の金額が 5,000万円以上1 億円未満の工事に 係るもの (三) 契約の対象と なる部分の金額が 4,000万円以上 5,000万円未満の 工事に係るもの (四) 契約の対象と なる部分の金額が 4,000万円未満の 工事に係るもの	○	○			○	総合事務所長		○				○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
6 農林土木工事に係 る設計又は監督の委 託の決定 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事	○							○				

		に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	○	総合事務所長			に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	○	総合事務所長 地方農林振興局長	
7及び8 略												
	9 農林土木工事の施行のための土地の取得及び使用権並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立ち木、建物その他の土地に定着する物や附着権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結			○	総合事務所長		9 農林土木工事の施行のための土地の取得及び使用権並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立ち木、建物その他の土地に定着する物や附着権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結			○	総合事務所長 地方農林振興局長	
	10 不動産登記法に基づく不動産の登記			○	総合事務所長		10 不動産登記法に基づく不動産の登記			○	総合事務所長 地方農林振興局長	
二 農林土木工事に係る鳥取県建設工事統合規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による新規の作成 (一) 請負対象設計計 金額(請負契約の締結後)の請負対象設計計を変更した場合にあっては、当該請負対象設計計額以下 (二) 及び(三)において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (一) 請負対象設計計 金額1億円以上 2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計計 金額1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	○	○	総合事務所長	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による新規の作成 (一) 請負対象設計計 金額(請負契約の締結後)の請負対象設計計額を変更した場合にあっては、当該請負対象設計計額以下 (二) 及び(三)において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (一) 請負対象設計計 金額1億円以上 2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計計 金額1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	○	○	総合事務所長 地方農林振興局長		
	2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計計 金額1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計計 金額1億円以上 2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計計 金額1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	○	○	総合事務所長	2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計計 金額1億円以上 2億円未満の工事に係るもの (二) 請負対象設計計 金額1億円以上 2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計計 金額1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	○	○	総合事務所長 地方農林振興局長		
	3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計計 金額2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計計 金額1億円以上 2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計計 金額が1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	○	○	総合事務所長	3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計計 金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計計 金額1億円以上 2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計計 金額が1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	○	○	総合事務所長 地方農林振興局長		

								金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (四) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○ 総合事務所長					金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (四) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
13 略															
14 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事(請負契約 の締結後に請負対 象設計金額を変更 した場合に変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる工事を含む)に係るもの (二) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額(変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く)。以下(三)及び (四)において同じ 。)が2億円以上 5億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (四) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○													○ 総合事務所長 地方農林振興 局長	
15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事(請負契約 の締結後に請負対 象設計金額を変更 した場合に変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる工事を含む)に係るもの (二) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額(変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く)。以下(三)及び (四)において同じ 。)が2億円以上 5億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (四) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○													○ 総合事務所長 地方農林振興 局長	
16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事(請負契約	○													○ 総合事務所長 地方農林振興 局長	
13 略															
14 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事(請負契約 の締結後に請負対 象設計金額を変更 した場合に変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる工事を含む)に係るもの (二) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額(変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く)。以下(三)及び (四)において同じ 。)が2億円以上 5億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (四) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○													○ 総合事務所長 地方農林振興 局長	
15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事(請負契約 の締結後に請負対 象設計金額を変更 した場合に変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる工事を含む)に係るもの (二) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額(変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く)。以下(三)及び (四)において同じ 。)が2億円以上 5億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (四) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○													○ 総合事務所長 地方農林振興 局長	
16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事(請負契約	○													○ 総合事務所長 地方農林振興 局長	

の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○						の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○				
(二) 請負対象設計計画金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計計画金額が5億円以上となる場合を除く。)。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	○						(二) 請負対象設計計画金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計計画金額が5億円以上となる場合を除く。)。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	○				
(三) 請負対象設計計画金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	○					総合事務所長	(三) 請負対象設計計画金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	○				○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
(四) 請負対象設計計画金額が1億円未満の工事に係るもの							(四) 請負対象設計計画金額が1億円未満の工事に係るもの					
17 同規則第11条の規定による工期の延長の承認	○						17 同規則第11条の規定による工期の延長の承認	○				
(一) 請負対象設計計画金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○						(一) 請負対象設計計画金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○				
(二) 請負対象設計計画金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計計画金額が5億円以上となる場合を除く。)。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	○						(二) 請負対象設計計画金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計計画金額が5億円以上となる場合を除く。)。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	○				
(三) 請負対象設計計画金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	○					総合事務所長	(三) 請負対象設計計画金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	○				○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
(四) 請負対象設計計画金額が1億円未満の工事に係るもの							(四) 請負対象設計計画金額が1億円未満の工事に係るもの					
18~22 略							18~22 略					
23 同規則第8条第2項の規定による天災その他不可抗力による損害の状況の調査及び確認					○	総合事務所長	23 同規則第8条第2項の規定による天災その他不可抗力による損害の状況の調査及び確認					○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
24及び25 略							24及び25 略					
26 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用	○						26 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用	○				
(一) 請負対象設計計画金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。							(一) 請負対象設計計画金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。					

(一)に係るもの (二)請負対象設計 金額(請負契約の 締結後)請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額(変更後) の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。 。以下(三)及び (四)において同じ 。)が2億円以上 5億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額51億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (四) 請負対象設計 金額51億円未満 の工事に係るもの	○											
27及び28 略							○	総合事務所長				
29 同規則第9条第2項(同規則第6条第2項における準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後)請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額(二)に おいて同じ。)が 1億円以上の工事 (請負契約の締結 後)請負対象設計 金額を変更した場 合に変更後の請負 対象設計金額が5 億円以上となる工 事を含む。)に係 るもの (二) 請負対象設計 金額(変更後の請 負対象設計金額が 5億円以上となる 場合を除く。)が 1億円未満の工事 に係るもの	○											
30 同規則第10条第2項の規定による前金 扱いに係る認定						○	総合事務所長					
31 同規則第11条第2項の規定による請負 代金の前払 (一) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後)請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額(以下(二) において同じ。)が1 億円以上の工事(請 負契約の締結後) 請負対象設計金額を 変更した場合に変 更後の請負対象設計 金額が5億円以上と なる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計 金額(変更後の請 負対象設計金額が 5億円以上となる 場合を除く。)が 1億円未満の工事 に係るもの	○											
(一)に係るもの (二)請負対象設計 金額(請負契約の 締結後)請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額(変更後) の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。 。以下(三)及び (四)において同じ 。)が2億円以上 5億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額51億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (四) 請負対象設計 金額51億円未満 の工事に係るもの												○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
27及び28 略												
29 同規則第9条第2項(同規則第6条第2項における準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後)請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額(二)に おいて同じ。)が 1億円以上の工事 (請負契約の締結 後)請負対象設計 金額を変更した場 合に変更後の請負 対象設計金額が5 億円以上となる工 事を含む。)に係 るもの (二) 請負対象設計 金額(変更後の請 負対象設計金額が 5億円以上となる 場合を除く。)が 1億円未満の工事 に係るもの												○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
30 同規則第10条第2項の規定による前金 扱いに係る認定												○ 総合事務所長 地方農林振興 局長
31 同規則第11条第2項の規定による請負 代金の前払 (一) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後)請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額(以下(二) において同じ。)が1 億円以上の工事(請 負契約の締結後) 請負対象設計金額を 変更した場合に変 更後の請負対象設計 金額が5億円以上と なる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計 金額(変更後の請 負対象設計金額が 5億円以上となる 場合を除く。)が 1億円未満の工事 に係るもの												○ 総合事務所長 地方農林振興 局長

				○	総合事務所長				○	総合事務所長 地方農林振興 局長	
32 同規則第6条第1項の規定による工事の社員登録等の確認						32 同規則第6条第1項の規定による工事の社員登録等の確認				○	総合事務所長 地方農林振興 局長
33 同規則第6条第4項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当りの請負対象設計金額、以下(二)において同じ。)が1億円以上 の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの		○			○	総合事務所長 地方農林振興 局長			○	総合事務所長 地方農林振興 局長	
34 同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当りの請負対象設計金額、以下(二)において同じ。)が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの		○			○	総合事務所長 地方農林振興 局長			○	総合事務所長 地方農林振興 局長	
35 略						35 略					
36 同規則第8条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当りの請負対象設計金額、(二)において同じ。)が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額)		○			○	総合事務所長 地方農林振興 局長			○	総合事務所長 地方農林振興 局長	

五 農作物共済授受契約(昭和47年47農経 B 第209号農林省農林經濟局長通達)に基づく知事の権限に属する事務	1 同要綱第2章第2節第1の規定による共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの単位当たりの収穫量の決定		○				
六 果樹共済引受契約(昭和56年56農経B第999号農林水産省令局長通達)に基づく知事の権限に属する事務	1 同要綱第2章第1節第1の規定による共済目的の種類等ごとの標準収量表の決定 2 同要綱第2章第2節第1の規定による共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの単位当たり収穫量の決定		○				
七 烟草作物共済授受契約(昭和54年54農経 B 第33号農林水産省經濟局長通達)に基づく知事の権限に属する事務	1 同要綱第1章第3節の規定による共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの単位当たり収穫量の決定		○				
八 農業協同組合法(昭和22年法律第32号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第15項の規定による団体等の募集の取扱いの事業の認可 2 同法第10条第8項の規定による同法第7項の事業の認可又は事業内容等の変更の認可 3 同法第10条第9項の規定による當社業務に係る事業の認可又は當社業務の種類等の変更の認可 4 同法第10条第20項の規定による同法第9項の事業の認可 5 同法第10条第24項の規定による組合の指定 6 同法第11条第1項の規定による組合の信用事業規程の設定又は同法第3項の規定による変更若しくは廃止の承認 7 同法第11条の3第1項の規定による組合の同一人に対する信用の供与等の額及び信用供与等の限度を越えることの承認 8 同法第11条の3の2に規定する組合と特定關係者又はその特定關係者に係る利用者との間における取扱い行為の承認 9 同法第11条の4第1項の規定による組合の信用事業規程の設定又は同法第3項の規定		○				

による変更若しくは廃止の承認								
10 同法第11条の8第1項の規定による組合の信託基準の設定又は同法第3項の規定による変更若しくは廃止の承認	○							
11 同法第11条の11の規定により當初引受けの事業を行う農業組合について知事の権限に属するものとされた當初法(大正11年法律第2号)に基づく事務 (一) 信託法第23条第1項の規定による信託基準の管理办法の変更 (二) 信託法第6条の規定による受託者の辞任の許可 (三) 信託法第7条の規定による受託者の解任 (四) 信託法第38条の規定による信託の解除の命令	○	○	○					
12 同法第11条の14第1項の規定による組合の宅地等供給事業実施規程の設定又は同法第3項の規定による変更若しくは廃止の承認	○							
13 同法第11条の15の3第1項の規定による組合の農業耕作規程の設定又は同法第3項の規定による変更若しくは廃止の承認	○							
14 同法第40条第1項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による組合の代理人の選任又は役員の選挙若しくは選任するための総会を招集して選挙若しくは選任をさせること	○							
15 同法第44条第2項の規定による組合の定款の変更の許可	○							
16 同法第44条第3項において準用する同法第61条第2項の規定による組合の定款の変更の許可に関する説明	○							
17 同法第50条の2第3項の規定による信用事業の全部又は一部の範囲又は範囲を変更することについての承認	○							
18 同法第9条第1項の規定による組合の設立の認可	○							
19 同法第11条第2項の規定による組合の設立の認可に関する説明	○							
20 同法第33条第2項の規定による組合の設立の承認	○							